# 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜団体情報＞

| | |
| --- | --- |
| 担当小委員会 | 第 23-2（電線管）小委員会 |
| 事務局 | 一般社団法人 電気設備学会 |

＜規格情報＞

| | |
| --- | --- |
| 規格番号（発行年） | JIS C 8462-1（2021） |
| 対応国際規格番号（版） | IEC 60670-1：2015（第 2 版） |
| 規格タイトル | 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ　－　第 1 部：一般要求事項 |
| 適用範囲に含まれる主な電気用品名 | 金属製電線管類附属品<br>金属製のボックス，その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品，ケーブル配線用スイッチボックス<br>合成樹脂製等の電線管類附属品<br>合成樹脂製等のボックス，その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品，ケーブル配線用スイッチボックス |
| 廃止する基準及び有効期間 | 旧版である J60670-1（H26）については，対応個別要求事項が廃止又は改正されるまで有効とする。（廃止しない）<br>参考：対応個別要求事項<br>J60670-21（H29）<br>J60670-22（H29）<br>J60670-31（H30）の内容を取り込み統合されたため，J60670-31（H30）は 3 年の有効期間をもって廃止する。 |

＜審議中に問題となったこと＞

a) 絶縁抵抗及び耐電圧の湿度試験（14.1）　対応国際規格では，試料を入れる恒温恒湿槽内の温度は，20 ℃～30 ℃の間の任意の値 t とし，±1 ℃に維持するとしている。しかし，我が国で流通している恒温恒湿槽は，±2 ℃で維持するものが多いこと，我が国で行われる固体電気絶縁材料の試験前及び試験時における標準状態の規格（JIS C 2142）での温度の許容差は±2 ℃が採用していること及びこの程度の公差拡大では試験結果に大きな影響を与えないとの判断から，試料を入れる恒温恒湿槽内の温度公差を±2 ℃とした。

b) 耐電圧の試験電圧（14.3）　対応国際規格では，定格絶縁電圧に基づいて，耐電圧の試験電圧が決められている。我が国で従来から使用されているボックス及びエンクロージャは，電気アクセサリを含めないため，定格絶縁電圧の規定がない。したがって，電気アクセサリを含めないボックス及びエンクロージャの試験電圧は，合成樹脂製ボックスにおいて，我が国で従来から採用されている 2 000 V とし，それ以外の場合は，対応国際規格の規定とおりとした。

c) 耐熱性の絶縁材の試験温度（16.2）　対応国際規格では，通電部を保持するために必要のない絶

縁材の部分のボールプレッシャ試験は，通電部及び／又は接地回路部に接触しているか否かに関わらず，試験温度(70±2) ℃と規定している。我が国で従来から在来工事で施工する使用されているボックス及びエンクロージャの絶縁材の部分は，通電部及び／又は接地回路部には接触しない。また，従来から我が国で採用評価（JIS C8462-31:2017）の 試験温度は，(60±2) ℃で行われているため，通電部及び／又は接地回路部に接触していない絶縁材の試験温度は，(60±2) ℃の温度で行うとした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

| 項目番号 | 概　要 | 理　由 |
|---|---|---|
| 14 .1 | 絶縁抵抗及び耐電圧<br>7.1.1，7.1.3 及び 7.1.4 の規定によって分類するエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は，十分でなければならない。<br>適否は，14.2 及び 14.3 の試験によって判定する。<br>注記　試験に不必要な附属品は外して試験を行ってもよい。（下線部追加） | ボックス及びエンクロージャの位置決め及び固定にネジやアルミテープを付けているが，設置後に取り外すものもあり，設置後に近い状態で試験を行うように追加した。 |
| 15.4 | ボックス及びエンクロージャの衝撃試験<br>試験する試料は，厚さ 8 ～10 mm 及び大きさ 175 mm×175 mm の合板で作った取付板上に据え付け， | 日本国内で流通している一般的な厚みをもつ合板を追加した。 |
| 20 | 耐食性<br>適否は，JIS C 8461-21:2019 の 14.2（耐食性）の試験方法による。 | ボックス及びエンクロージャは電線管システムの一部として使用されるため，電線管システムと同等の耐食性が必要なため JIS C 8461-21 の 14.2（耐食性）試験で確認することとした。 |

＜主な改正点＞

a) 適用範囲（箇条 1）　ボックス及びエンクロージャが使用される周囲温度を通常 40 ℃を超えない場所に変更した。

b) 用語及び定義（箇条 3）

1) ノックアウト（3.20A）　ノックアウトの定義を明確にするため追加した。

2) 在来工事（3.20B）　我が国の配電事情による設備工事である在来工事の定義を追加した。

c) 分類（箇条 7）

1) 分類（表 1）　全般的に構成を変更した。

2) 素材の性質（7.1.4）　天然ゴム，合成ゴム又はその両方の混合物を追加した。

3) 固形物の侵入（7.6）　IP2X 以上の固形物の侵入による保護等級を追加した。

4) 水の有害な浸入（7.7） 水の有害な浸水に対する保護等級を追加した。

5) 7.2.2.1 によって分類するボックスの中空壁の中に設置した部分の保護等級（7.8.0A） 在来工事で使用されているボックス及びエンクロージャの保護等級に合わせ IP1X を追加した。

d) 表示（箇条 8）

1) 形式番号［8.1 e)］ カタログ番号の他に，製品を識別できる品番，品名，記号などでもよいこととした。

2) 養生の最大温度［8.1 g)］ 7.2.1.3 によって，分類するボックス及びエンクロージャは，＋90 ℃を表示することを明確にした。

3) 分類 Ha［8.1 j)］ 在来工事で施工する 7.2.2.1 に分類するボックス及びエンクロージャの Ha の記号は省略してもよいとした。

4) ボックス及びエンクロージャのへの表示の耐久性（8.2） 試薬で行う試験は，屋外で使用するボックス及びエンクロージャのみに適用するとした。また，試薬は，我が国で実積があり、実質的な差異がない JIS K 8594 に規定する石油ベンジンを用いてもよいとした。

e) 接地の準備（11.1） JIS C 8461 規格群に規定する金属製の電線管システムに接続するボックス及びエンクロージャには，金属製電線管システムに接地要求があり，その電線管との接続によって接地がとれるため，この細分箇条の規定を適用しないこととした。

f) 構造（箇条 12）

1) 工具又は鍵を使用せずに取付け可能な非ねじ式固定（12.2.3.1 及び表 2） 充電部への接触試験を JIS C 0922 の検査プローブ B に変更した。

2) ノックアウト保持（12.9.2） 試験箇所を明確にするため，試験は，施工後にアクセス可能なノックアウトにおいて実行することを追加した。

3) ノックアウトの除去（12.9.3）微細なばりを取り除く方法として，従来工事で使用されるボックス及びエンクロージャのノックアウトの処理で使用されている，ナイフなども追加した。

4) ノックアウトを取り囲む平面（12.9.4） 適否は，適切な JIS 又は国際スタンダードシートに基づく測定が不明確であるため目視だけで判定することとした。

5) 7.2.2.1 によって分類する埋込及び半埋込みのボックス及びエンクロージャの固定（12.12 図 15A）在来工事で施工する，7.2.2.1 によって分類する埋込，半埋込みのボックス及びエンクロャの固定の確認方法の図を追加した。

6) ボックス及びエンクロージャの内部容量（12.16） 内部容量の確認が必要なボックス及びエンクロージャを明確にするため，7.2.2.2 及び 7.2.2.3 によって分類するボックス及びエンクロージャ又は 12.11 で内部容量の確認が必要な場合に適用することを追加した。

g) 固形物の侵入に対する保護（13.2）

1) 7.2.2.1 によって分類するボックス及びエンクロージャも試験を行うことを追加した。

2) IP6X の保護等級は，排水孔がある場合には開放してはならないことを追加した。

h) 絶縁抵抗及び耐電圧（箇条 14）

1) 絶縁抵抗及び耐電圧は，ボックスも対象であることを追加した。

2) 在来工事に使用されているボックス及びエンクロージャは，位置決め及び固定にねじ，アルミニウムテープなどを付いているものがあり，設置後に取り外すものがあるため，試験に不必要な附属

品は外して試験を行うことを追加した。

i) 機械的強度（箇条 15）

1) 一般（15.1） 該当する項目で要求する衝撃に一致する衝撃エネルギーに調整した JIS C 60068-2-75 に従ったスプリングハンマで行う衝撃試験は，ボックスも対象であることを追加した。

2) 低温衝撃試験（15.2） 対応国際規格の試験装置の鋼製支持台は，厚さ、重量などが指定してあるため，鋼製支持台の大きさが限定される。我が国で想定されるボックス及びエンクロージャの大きさから，試験が行えないことも考えられるため，衝撃値は，同一値とし，我が国で従来から採用されている，JIS C 8461-1 の図 2 に示す試験装置を用い，スポンジゴムのパッドは削除することに変更した。また，我が国で従来から採用されている試験では，ノックアウトをもつものは，ノックアウトの 10 mm 以内の範囲には衝撃を与えてはならないとしているため，同じ条件を追加した。

j) 通電部を保持するために必要な絶縁材料の部分（16.1） 試験片は，実質的な差異はない JIS C 60695-10-2 の 6.1 に変更した。

k) 耐食性（箇条 20） 適否は，我が国での表面処理事情から，実績のある電線管システム（JIS C 8461-21）の評価方法を採用し，JIS C 8461-21:2019 の 14.2 の試験方法によるに変更した。

l) 附属書 JA（参考） ボックス及びエンクロージャで在来工事で施工するボックス及びエンクロージャ設備の品名及び種類を追加した。

m) 附属書 JB（参考） ボックス及びエンクロージャで在来工事で施工するボックス及びエンクロージャ設備の最低限の仕様の例を追加した。

# 技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

規格番号：**JIS C 8462-1 (2021)**　規格名：　家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ　－　第１部：一般要求事項

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 条 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二条第1項 | 安全原則 | 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条4 | 4　一般要求事項<br>　ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり，JIS Z 8051 で定義されている安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計，製造しなければならい。<br>合否は、指定されたすべての関連する要求事項及び試験を行うことで判定する。 | |
| 第二条第2項 | 安全原則 | 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条12 | 12　構造<br>構造に関する規定全般。 | |
| 第三条第1項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条11<br>11.1.3 | 11　接地の準備<br>11.1　露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ<br>　露出導電部をもつボックス及びエンクロージャは，低抵抗の接地手段又は接地手段のための附属品を準備しなければならない。 | 地絡事故における露出導電部の接地による被害軽減 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第三条第2項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条8 | 8　表示<br>表示に関する規定全般。 | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の維持 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条10<br>箇条11<br>箇条13<br><br>箇条14<br>箇条15<br>箇条16<br>箇条18<br>箇条19<br>箇条20 | 10　感電保護<br>11　接地の準備<br>13　劣化防止，固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護<br>14　絶縁抵抗及び耐電圧<br>15　機械的強度<br>16　耐熱性<br>18　異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性<br>19　耐トラッキング性<br>20　耐食性 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第五条 | 使用者及び使用場所を考慮した安全設計 | 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条1<br><br><br>

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第六条 | 耐熱性等を有する部品及び材料の使用 | 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 14<br>14.1<br><br><br><br>箇条 18 | 14　絶縁抵抗及び耐電圧<br>14.1　7.1.1, 7.1.3 及び 7.1.4 の規定によって分類するエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は，十分でなければならない。適否は，14.2 及び 14.3 の試験によって判定する。これらの試験は，湿度試験の直後に行う。<br>18　異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性<br>　電気的作用によって熱的ストレスにさらされ，その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は，異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。<br>適否は，次の条件下で，JIS C 60695-2-11:2004 の 4.~10. によるグローワイヤ試験によって判定する。 | |
| 第七条第 1 号 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。<br>一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条 10 | 10　感電保護<br>ボックス及びエンクロージャは，製造業者の指示に従い，組み立てた上で，配置し，通常使用状態に取り付けたとき，充電部に接触しないように設計しなければならない。<br>（中略）<br>エンクロージャは，JIS C 0922 の検査プローブ 11 を 1 分間 20N の荷重をかけたとき，図 2 に示す検査プローブがエンクロージャ内部へ侵入してはならない。 | |

# 技術基準との整合確認書

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第七条第2号 | 感電に対する保護 | 二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条11<br>11.1<br><br><br><br><br><br>11.2 | 11　接地の準備<br>11.1　露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ<br>　露出導電性部分があるボックス及びエンクロージャは，低抵抗の接地手段，又はその接地手段のための附属品の準備がなければならない。<br>11.2　7.7.2 によって分類する絶縁物でできているボックス及びエンクロージャ<br>　絶縁物でできているボックス及びエンクロージャに，4mm2 以上の接続性能を有する接地目的のための一つのねじ止め端子がなければならない。また一つ以上の接地用当て金をもってもよいが，その場合にはこの規格の要求事項に従わなければならない。接地用当て金の構造は，ボックス内に据え付けられた電気アクセサリの金属固定枠と，ボックスに据え付けられた金属カバーとが接地線に接続できなければならない | 接地する事により人体への感電防止を行う。 |
| 第八条 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条14<br>11.1.4 | 14　絶縁抵抗及び耐電圧<br>14.1　7.1.1, 7.1.3 及び 7.1.4 の規定によって分類するエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は，十分でなければならない。<br>適否は，14.2 及び 14.3 の試験によって判定する。これらの試験は，湿度試験の直後に行う。 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条18<br><br><br><br><br><br><br>箇条19 | 18　異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性<br>電気的作用によって熱的ストレスにさらされ，その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は，異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。<br>適否は，次の条件下で，JIS C 60695-2-11:2004 の 4.~10. によるグローワイヤ試験によって判定する。<br>19　耐トラッキング性<br>IPX0 を超える保護等級のボックス及びエンクロージャの充電部を所定の位置に保持する絶縁材は，耐トラッキング性材料とする。<br>セラミック以外の材質及び沿面距離が，箇条 17 に規定する値の 2 倍未満の場合は，適否は 3 個の供試体に対して JIS C 2134 に規定する試験によって判定する。 | |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条18 | 18　異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性<br>電気的作用によって熱的ストレスにさらされ，その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は，異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。<br>適否は，次の条件下で，JIS C 60695-2-11:2004 の 4.~10. によるグローワイヤ試験によって判定する。 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第十一条<br>第1項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条12<br><br><br><br>12.11<br><br><br><br><br><br><br>12.12<br><br><br><br><br><br><br><br><br>12.13.1 | 12　構造<br>　ボックス及びエンクロージャは，シャープエッジがない構造にしなければならない。<br>　7.2.1 によって分類するボックス及びエンクロージャの固定<br>中空壁用以外の埋込タイプボックス及びエンクロージャ，並びに次に示す以外のものは，壁，天井又は床に適切に取り付けるための固定手段を用意する。<br>　7.2.2.1 によって分類する埋込，半埋込みのボックス及びエンクロージャの固定<br>　7.2.2.1 によって分類する中空壁，中空天井，中空床又は中空家具のためのボックス及びエンクロージャは，適切な固定手段をもち，固定方法はケーブルに頼らない構造とする。<br>7.2.2.2 及び7.2.2.3 によって分類する中空壁又は類似の壁のためのボックス及びエンクロージャは，ボックス又はエンクロージャを中空壁又は中空天井に固定するための適切な手段をもたなければならない。 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第十一条<br>第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条15<br>15.1<br><br><br><br><br><br>1521<br>15.2<br>15.3 | 15　機械的強度<br>一般<br>ボックス及びエンクロージャは，取付け時及び通常の使用時に生じる機械的ストレスに耐え得る十分な強度がなければならない。<br>適否は，次に示す15.2～15.5に規定する試験によって判定する。<br>15.1　低温衝撃試験<br>15.2　圧縮試験<br>15.3　ボックス及びエンクロージャの衝撃試験 | |
| 第十二条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは充電部を保護する製品で，製品が金属又は非金属製の固体製品のため，化学物質の流出，溶出がない。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第十三条 | 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは充電部を保護する製品で，製品に電気を流さないため，電磁波の発生源がない。 |
| 第十四条 | 使用方法を考慮した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは、運転を行わない。 |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | 同上 |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | 同上 |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは、運転を行わない。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第十六条 | 保護協調及び組合せ | 電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | 同上 |
| 第十七条 | 電磁的妨害に対する耐性 | 電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは充電部を保護する製品で，製品に電気を流さないため，電磁波の発生源がない。 |
| 第十八条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。 | □該当<br>■非該当 | | | 同上 |
| 第十九条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。 | ■該当<br>□非該当 | 箇条8<br>8.2 | 8　表示<br>ボックス及びエンクロージャの表示は，耐久性があり，容易に読むことができなければならない。<br>8.1及び8.2の適否は，目視検査及び次の試験によって判定する。 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二十条第1号 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。<br>一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは、長期使用製品安全表示制度の対象外。 |
| 第二十条第2号 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 二　電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | □該当<br>■非該当 | | | ボックス及びエンクロージャは、長期使用製品安全表示制度の対象外。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二十条第3号 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | □該当<br>■非該当 | | | 同上 |
| 第二十条第4号 | 表示（長期使用製品安全表示制度による表示） | 四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。<br>(イ)　製造年<br>(ロ)　設計上の標準使用期間<br>(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨 | □該当<br>■非該当 | | | 同上 |